

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の株与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
セントクリスティー・ネービス	セントクリスティー・ネービス政府に対する贈与に関する日本文 本政府とセントクリスティー・ネービス政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2019.8.15 バセテール (同日)	日本側 平山達夫在任セントクリスティー・ネービス大使 セントクリスティー・ネービス側 エー・ジョン・ハミルトン組合・環境大臣	2020.3.19 79号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。